

役員選挙の改正について

平成25年度の評議員会において、役員選出に関する規定の改正が承認され、併せて第15回役員選挙の実施日程も従来とは大幅に変更になり、承認されましたので、お知らせいたします。

役員選出に関する規定

(旧) 第5条 選挙人名簿作成時現在その年度の会費を納入した会員は選挙権を有する。

↓

(新) 第5条 評議員の通常選挙が行われる年度の前年度の会費を納入した会員は選挙権を有する。

(旧) 第6条 前条の会員は被選挙権を有する。

↓

(新) 第6条 前条の会員のうち、評議員の通常選挙が行われる年度の前年度まで連続して3年度以上の会費を納入した会員は被選挙権を有する。

選挙日程

- | | |
|------------------|-----------------------------|
| 1 実施期間： | 平成26年2月～8月末日 |
| 2 選挙管理委員会の設置 | 26年2月 |
| 3 登録票作成 | 26年3月 |
| 登録の開始 インターネット | 26年4月1日 |
| 4 登録票発送 | 会誌61巻3号（開票日等も通知） |
| 5 登録の締切 | 26年4月30日 |
| 6 名簿作成、職種の集約 | 26年5月 |
| 7 選挙の告示 | 会誌61巻5号 |
| 〃 インターネット | 5月15日 |
| 8 評議員の選挙 | |
| 1) 選挙人名簿、投票用紙の発送 | 26年5月30日ごろ |
| 2) 投票の締切 | 6月15日ごろ |
| 3) 開票・当選人の決定 | 6月20日ごろ |
| 4) 就任承諾書発送 | 6月25日 |
| 5) 就任の確定 | 6月30日 |
| 新評議員の任期 | 自：平成26年7月1日
至：平成29年6月30日 |

9 理事長・理事の選挙

- 1) 選挙人名簿, 投票用紙の発送 26年 7 月
- 2) 投票の締切 8 月 1 日ごろ
- 3) 開票当選人の決定 8 月 5 日ごろ
- 4) 就任承諾書発送 8 月 6 日ごろ
- 5) 就任の確定 8 月10日ごろ
- 6) 理事長指名理事 (6 人以内) の決定 8 月20日ごろ

新理事長および新理事の任期 自:平成26年 9 月 1 日

至:平成29年 8 月31日

10 新役員の発表 26年 9 月 (会誌61巻 9 号)